

中止事業について
(財務省原案内示時点)

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	中村ダム建設事業 青森県 (青森県西津軽郡 ^{あじがさわ} 鱒ヶ沢 ^{いわき} 町、岩木町)	地すべり調査結果に基づき地すべり対策工を検討した結果、地すべり対策費が増大することが分かり、ダムの総事業費が367億円から445億円に78億円増加することとなり、その結果、治水対策の方法では河道改修及び遊水池による案の方が有利となったため。
海岸事業 (補助事業)	岡田港海岸局部改良事業 東京都 (^{おおしま} 大島町)	当該離岸堤によって防護される背後地域の一部の海岸前面において、新たに別事業により埋立て護岸が整備されることとなり、当該離岸堤の便益が整備費用を下回ったため。埋立て護岸にて防護されない残りの背後地域にのための飛沫対策については、今後既設護岸の嵩上げ等の代替措置を検討し、東京都の単独事業において対応する予定である。
都市・幹線鉄道整備事業 (地下高速鉄道整備事業)	川崎縦貫高速鉄道線 (^{しんゆりがおか} 新百合ヶ丘～ ^{もとすみよし} 元住吉) 川崎市 (川崎市)	収支採算面において、長期にわたり安定的な経営ができなくなるおそれがあることから、事業の継続は困難なため、本事業を中止する。